

〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇

士別消費者協会だより

NO.189

〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇▼▲▼△〇〇〇〇

2022年10月1日発行
士別消費者協会事務局
市民自治部自治環境課内
(0165-26-7736)

行ってきました！ 会員視察研修で旭川へ



去る9月8日（木）、3年ぶりに念願の会員視察研修を実施することができました。好天に恵まれ参加者19名は早朝から検温・手指消毒を済ませ、マスクを着用してバスに乗り込みました。



【男山酒造り資料館にて】

男山酒造り資料館では『男山』350年の歴史と酒造り文化を伝える資料・文献・酒器・道具などを見学しました。江戸時代の喜多川歌麿の描いた男山にまつわる浮世絵、赤穂浪士が寄り道して男山の酒を飲んだ話、八代将軍徳川吉宗のお膝酒となった男山の正統を伝承する印鑑など、興味深い資料が満載です。もちろん試飲も！美味しくいただきました。

水野染工場では若い職人さん達が生き生きと、のぼりの染色に取り組んでいました。明治時代に富山県から旭川に入植して、110年以上の歴史を

持ち、近年は海外からも注文が入るといいます。全国各地から注文があり、当日は青森のよさこい祭りの手ぬぐいが、広い部屋いっぱい、頭上に乾されていました。

お昼は地元食材にこだわった「あかるい農村」で舌鼓、秋の装いの上野ファームを散策し、満足して帰路に着きました。

コンビニ店舗の「商品の持ち帰り方」

9/28（水）調査しました

2020年7月1日から全国でプラスチック製レジ袋の有料化が始まっています。士別消費者協会では毎年、市内コンビニ8店舗の了承をいただき「商品の持ち帰り方」を調査しています。結果は次回の協会だよりをご覧ください。

2022年度

士別消費生活展

11/12（土）10時～13時

市民文化センター

主催 士別消費者協会 後援 士別市

楽しい企画も準備しています。詳細は後日。

第2回出展者会議は10/18（火）15：30～

出前講座 「劇団さくら」

消費者協会理事による寸劇と相談員の講話をセットにして行う消費者被害防止の出前講座「劇団さくら」が今年は大忙しになっています。

8月は剣淵親和老人クラブ、剣淵ふれあいサロン「そよかぜ」東山自治会寿老人クラブ、南町福寿クラブ。9月は朝日中央公民館あさひクラブ。10月以降も予定が入っています。今年是被害件数も金額も例年以上に多くなっています。詐欺の手口を知って被害に会わないように「劇団さくら」をご利用ください。 申込み：23-3820 消費生活センターへ



【朝日中央公民館あさひクラブ】

不用品買取りのはずが目的は貴金属？

たまってきた衣類を整理するため、知人に譲ったり、リサイクルショップを利用したりする他、自宅を訪問する買取り業者を利用される方もいます。この「訪問購入」がトラブルに発展しないかという心配や苦情、問い合わせが当センターに多く寄せられるようになりました。平成24年に特定商取引法が改正され、買取り業者への規制が強化されたことで、一時期トラブルが減りましたが、最近では高齢者の「終活」に便乗するかのよう電話勧誘が増えています。そこで、訪問購入を依頼する際の注意点をお伝えします。



イラスト：独立行政法人
国民生活センター

【ひとこと助言】

【事例1】70歳代・女性・他地域

「不要な着物はありませんか」と女性販売員から電話があり、来訪を承諾した。後日、男性販売員が来訪し、着物類を見せたが「アクセサリーや金貨はないか」とせかされ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると1200円と明細書を渡され、品物を持ち帰った。貴金属を出してしまったことを後悔しており取り戻したい。

【事例2】60歳代 女性 士別市

新聞折込チラシに掲載されていたリサイクルショップから、「市内の公民館で買取りを実施するので不要な衣類等を持って是非来場してほしい」と電話があった。悪質業者ではないか信用性が知りたい。

◎訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制があります

訪問購入を行う際、事業者名・勧誘目的等の明示義務、飛び込み勧誘は禁止されています。電話勧誘を受けた時点で、事業者名などメモを取りましょう。【事例1】のように着物を買取ると来訪した際は着物だけ査定しなければなりません。「なんでも買います」という説明も鵜呑みにしないようにしましょう。売るつもりがない貴金属は見せず、きっぱり断ることが大切です。

◎書面交付義務があり、クーリング・オフが可能です

【事例1】のような合計額の明細書ではなく、個々の買取価格等の必要事項を記載した書面を交付する義務があります。その書面を受け取った日を含めて8日間は無条件解約ができるほか、品物の引渡しを拒むことができます。

◎公的機関を利用した際も信用性は不明です

公的な貸館は、買取り業者から会場の申込み依頼があり、使用料を徴収し利用許可を出します。その際、あくまで「場」を提供している立場であり、その業者の信用性は分かりかねます。【事例2】のように信用性を確認したくとも、なかなかその手段がありません。そのため、自宅訪問時と同じように契約書面を交付してもらい、消費者自身が、クーリング・オフの記載があるかなどの確認をすることが必要です。少しでも「おかしいな？」と思ったときは下記相談窓口にご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

